

○厚生労働省告示第十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
一般名	適用日	一般名	適用日
「項を削る。」		ペミロラストカリウム。ただし、内用剤	平成二十八年一月十一日

「略」	
トラニラスト	平成二十九年一月八日
ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。	平成二十九年一月十四日

「同上」	
トラニラスト	平成二十九年一月八日
「項を加える。」	

備考 表中の「」の記載は注記である。